

平成 2 9 年度 川西市特別職報酬等審議会 審議資料

第 4 回資料 (平成 2 9 年 9 月 1 3 日 (水))

行政委員会説明資料..... 2

行政委員会報酬等に関する調査票..... 19

第4回特別職報酬等審議会
行政委員会 説明資料

平成29年9月13日(水)
川西市役所 4階庁議室

1. 固定資産評価審査委員会 1 ページ
2. 教育委員会 3 ページ
3. 選挙管理委員会 6 ページ
4. 監査委員 9 ページ
5. 公平委員会 13 ページ
6. 農業委員会 15 ページ

行政委員会 統一説明様式

行政委員会名	固定資産評価審査委員会
事務局 (担当課)	固定資産評価審査委員会事務局 (総務課)
出席者	課長 高塚 昌樹 主査 熊井 洋平
1. 業務内容 (具体例等を入れてわかりやすく説明してください)	<p>固定資産税の課税標準である価格は、固定資産評価基準に基づき評価することとされているが、この評価は、技術性・専門性が高いという側面を有している。そのため、より一層の適正公平を期し、納税者の評価に対する信頼を確保する趣旨から、価格に対する納税者の不服については市町村長において処理することとせずに、専門性を有する独立した中立的な機関によって審査決定することとなり、各市町村に中立的・専門的な第三者機関として固定資産評価審査委員会が設置されている。</p> <p>この委員会での具体的な業務は、納税者より、固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合に審査の申出を受け、その価格が適正か否かについて、書面審理(市長の弁明書、審査申出人の反論書等による争点整理や事実確認等)や、実地調査等の事実審査を行うほか、必要であれば口頭審理等を実施した上で、委員会の心証を形成し、その後、申出に対する却下、棄却、若しくは全部又は一部の認容といった審査の決定を書面にて行う。</p> <p>また、委員長の任期は条例で1年と定められており、毎年年度当初には、委員の互選による委員長選任等のため会議を開催している。</p> <p>なお、このほか、阪神間の9市で構成される連絡協議会が年に1回開催されており、審査申出に係る情報を交換し、また、各市より議題を持ち寄り、議論することで専門性を高めるための研鑽の場となっているこの会議への出席も本市固定資産評価審査委員会員の業務の一つである。</p>

<p>2. 権限の範囲</p>	<p>固定資産評価審査委員会は、独自の執行権限を持ち、市長から独立してその事務を自らの判断と責任において管理し、執行する立場にあり、その決定に係る市を被告とする訴訟では市を代表するなど、審査業務について最終的な責任を負う立場にある。</p>
<p>3. リスクの範囲 (訴訟等)</p>	<p>固定資産評価審査委員会の審査決定に対し、審査申出人よりその処分の取消しを求める訴えが提起された場合は、当該訴訟において市を代表する。</p>
<p>4. 特殊性、他市との差異等</p>	<p>固定資産評価審査委員会の委員については、一定の資質等を確保するための基準及び手続が法定されており、また、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定を中心とする固定資産評価審査委員会の業務内容に照らせば、公正中立性に加え、専門性も求められる。</p>

行政委員会 統一説明様式

行政委員会名	教育委員会
事務局 (担当課)	教育委員会事務局 (教育総務課)
出席者	課長 籾内 寿子 主査 岸本 匡史
1. 業務内容 (具体例等を入れてわかりやすく説明してください)	<p>委員会の会議</p> <p>教育委員会の所管する事項について審議、協議、報告等を行う。</p> <p>定例会、臨時会、協議会・懇談会</p> <p>他の会議等</p> <p>・総合教育会議</p> <p>市長と教育委員会で教育に関する施策等について協議・調整を行う。</p> <p>・市長、社会教育委員、川西市PTA連合会、川西市子どもの人権オンブズパーソン等との懇談会</p> <p>教育委員会連合会等</p> <p>・阪神7市1町、兵庫県、近畿の連合会総会及び研修会に出席。</p> <p>・役員を務める委員は、理事会及び全国の総会、要望活動に出席。</p> <p>・研修会の内容は、教育課題に対する講演、意見交換、事例研究など</p> <p>行事等</p> <p>・学校、幼稚園、保育所、公民館などで開催される行事に出席。</p> <p>・学校園所の入学式、卒業式、運動会等</p> <p>・連合体育大会等の連合行事</p> <p>・学校園での研究授業等</p> <p>・教職員研修等</p> <p>・公民館講座、文化祭、高齢者大学レフネック入学式、卒業式</p> <p>・成人式、訓示会等</p> <p>その他</p> <p>・教科書採択協議会委員</p> <p>・学校管理職選考面接委員</p> <p>・学校園訪問(新任校園長、教頭と懇談)</p>

<p>2. 権限の範囲</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」という。)第 21 条の規定によるもの</p> <p>教育委員会の所管に属する第 30 条に規定する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。</p> <p>教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関すること。</p> <p>教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。</p> <p>学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。</p> <p>教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。</p> <p>教科書その他の教材の取扱いに関すること。</p> <p>校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。</p> <p>校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。</p> <p>校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。</p> <p>教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。</p> <p>学校給食に関すること。</p> <p>青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。</p> <p>スポーツに関すること。</p> <p>文化財の保護に関すること。</p> <p>ユネスコ活動に関すること。</p> <p>教育に関する法人に関すること。</p> <p>教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。</p> <p>所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。</p> <p>ただし、川西市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の規定により、スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)、文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)</p> <p>は市長の権限としている。</p> <p>また、川西市教育委員会に対する事務委任に関する規則の規定により、保育の実施に関すること。</p> <p>保育所、認定こども園及び地域型保育事業に関すること。</p> <p>認可外保育所(地域保育園を含む。)に関すること。</p> <p>放課後児童健全育成事業に関すること。</p> <p>若者支援及び青少年の健全育成に関すること。</p> <p>は教育委員会の権限としている。</p>
-----------------	--

<p>3. リスクの範囲 (訴訟等)</p>	<p>地教行法第 56 条の規定により、抗告訴訟等については、教育委員会はその処分等について地方公共団体を被告とする訴訟について代表することとなる。</p> <p>また、保育所、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、公民館、図書館、留守家庭児童育成クラブなど多くの教育機関等を所管し、関係する職員、児童生徒、市民は多数に上る。特に、学校や保育所・幼稚園は生活する時間も長く、事件・事故等が発生する可能性は比較的高くなり、事件・事故が発生した際は、その責任が問われることが考えられる。</p>
<p>4. 特殊性、他市との差異等</p>	<p>学校教育、生涯教育などいずれもすべての市民にとって関わりがあり、関心が高い分野である。市議会でも教育委員会の所管する事項に関する一般質問がなされることが多く、市議会や市民からの注目度が高い行政委員会である。</p> <p>文化・スポーツに関する事項は市長の権限としているが、保育所などに関することを教育委員会の権限としている。</p>

行政委員会 統一説明様式

行政委員会名	選挙管理委員会
事務局 (担当課)	選挙管理委員会事務局
出席者	事務局長 鷲尾 健治 主幹 田中 俊浩
1. 業務内容 (具体例等を入れてわかりやすく説明してください)	<p>(委員長・委員共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定例委員会及び臨時委員会での議案の審査 ・公職選挙法改正に伴う市選挙管理委員会の事務取扱方針の決定 (例えば、本年7月に施行された衆議院小選挙区の区割り改定について、川西市の区域が2つの選挙区に分割されたため、今後の選挙執行に係る事務の取扱方針等を決定する) ・全国・近畿・県の各連合会主催の総会・研修会等への参加 ・各種懸案事項に対する協議 ・主権者教育に関する選挙出前授業への参加 (市内県立高校での出前授業の模擬投票などで候補者として参加する等) ・各種選挙時の街頭啓発等 (駅周辺での選挙啓発物品の配布等) ・川西市明るい選挙推進協議会が主催する総会や講演会への参加 ・選挙の執行 <p>(委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市議会への出席 ・事務局職員の人事・サービス管理 ・事務局決裁 ・事務局との打ち合わせ (委員会に上程する議案のほか、各種懸案事項について、委員長と事務局で事前の打ち合わせを行っている) <p>また、選挙管理委員会の職務として、選挙に関する事務の管理のほかにも、選挙が公明かつ適正に行われるよう、あらゆる機会を通じて選挙人(有権者)の政治常識の向上に努めることや、投票の方法、選挙違反など選挙について必要と認める事項を選挙人によく知らせることも重要な職務です。また、「選挙のやり方や当選人の決定方法が間違っている」という申し出の処理、地方公共団体の議会の解散請求、議員や長の解職請求の処置も選挙管理委員会の役割となる。</p>

<p>2. 権限の範囲</p>	<p>委員長の権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補充員をもって委員に補充すること。(地方自治法第182条第3項) ・委員の退職を承認すること。(地方自治法第185条第2項) ・委員長職務代理者を指定すること。(地方自治法第187条第3項) ・委員会を招集すること。(地方自治法第188条) ・委員の除斥又は事故により定足数に達しない場合に補充員をもって臨時委員に補充すること。(地方自治法第189条第3項) ・委員会の議事における可否同数の場合の決裁権の行使(地方自治法第190条) ・委員会が成立しない場合等に委員会の議決すべき事務を専決処分すること。(川西市選挙管理委員会規程第18条) ・委員会への議案を提出すること。(川西市選挙管理委員会規程第8条第3項) ・委員会の議決を執行すること。(川西市選挙管理委員会規程第16条) <p>委員の権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員長の退職を承認すること。(地方自治法第185条第1項) 委員会の承認 ・委員会の招集を請求すること。(地方自治法第188条) <p>ただし、 予算の調製・執行等、議会の議決案件の議案の提出については、委員会は原則として権限を有しない。(地方自治法第180条の6)</p> <p>事務局の組織、職員定数、職員の身分取扱いについて、首長が勧告権を有するとともに、委員会が事務局の局部課の新設等についての規則を制定・変更する場合には、あらかじめ首長に協議しなければならない。</p> <p>委員会の予算執行、公有財産の取扱いに関し、首長が調査権等を有する。</p> <p>首長と委員会は、それぞれの事務について、他の執行機関への委任、又は補助執行、職員の兼務等が可能。(地方自治法第180条の7)</p>
<p>3. リスクの範囲 (訴訟等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙管理委員会の処分又は裁決に係る市を被告とする訴訟については、選挙管理委員会が市を代表する。(地方自治法第192条) <p>選挙の効力に関し異議の申出、審査の申立て又は訴訟の提起があった場合において、選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、選挙管理委員会又は裁判所は、その選挙の全部又は一部の無効を決定し、裁決し又は判決しなければならない。(公職選挙法第205条)</p> <p>選挙の規定に違反していることは、</p> <p>選挙管理の任にある期間が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接かような明文の規定は存在しないが選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害される時をさす。</p> <p>例えば、啓発周知の方法の誤りで選挙人を混乱させた場合、投票用紙の交付誤</p>

	<p>り、選挙公報の掲載誤り、候補者の氏名等掲示誤りなど</p> <p>選挙の結果に異動を及ぼす虞があることは、 その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいう。</p> <p>このように、選挙管理委員会委員に直接、訴訟を起こすことはないにしても、選挙管理委員会として常に訴訟提起されることも想定しておかねばならない。</p> <p>このほか、公職選挙法第206条第1項において、地方公共団体の議会の議員又は長の選挙においてその当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者は、選挙管理委員会に異議を申し出ることができるとされ、同条第2項で、その決定に不服がある者は、当該都道府県の選挙管理委員会に審査を申し立てることができることとされ、さらに、第207条では、都道府県の選挙管理委員会の決定又は裁決に不服がある者は、当該都道府県の選挙管理委員会を被告とし、高等裁判所に訴訟を提起することができることとされており、市の選挙管理委員会が訴訟提起されるわけではないが、その訴訟については、県選挙管理委員会ともに対応することとなる。</p>
<p>4. 特殊性、他市との差異等</p>	<p>・衆議院小選挙区の区割り改定において、本市がその対象となり市の区域を分割されることとなった。これにより、衆議院議員総選挙時は、2つの選挙区の投開票事務を行うことになるが、これは選挙時だけでなく、普段から有権者の異動等について、把握していく必要があり、委員会(委員)の負担は増すことになる。</p>

行政委員会 統一説明様式

行政委員会名	監査委員
事務局 (担当課)	監査委員事務局
出席者	事務局長 水和 彰朗
1. 業務内容 2. 権限の範囲 (具体例等を入れてわかりやすく説明してください)	<p>監査委員は、主として市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理を監査するために、市長その他の任命権者から拘束されない、独立した地位を有する執行機関です。</p> <p>監査委員は、地方自治法その他の法令に基づいて、主に次のような監査等を実施します。</p> <p>(1) 例月出納検査</p> <p>各月の現金出納について、原則として毎月検査を実施します。</p> <p>具体的には、会計管理者や各公営企業から出納日報や預金残高証明書のほか、収入・支出に係る伝票類の提出を受け、計数が適正なものとなっているか、伝票類は正確に記載されているか等の書類の検査を行い、会計管理者をはじめ、各担当者からヒアリングを行います。</p> <p>検査終了後、市長及び議長に対して報告書を提出します。</p> <p>(2) 決算審査</p> <p>一般・特別、公営企業の各会計の決算及び基金運用について、諸書類の審査を実施します。</p> <p>実施時期は、企業会計が6月上旬～7月下旬、一般・特別会計が7月中旬～9月上旬です。</p> <p>審査の方法は、決算書類のほか、各課に関係資料、書類の提出を求める。監査委員及び事務局職員が資料を基に疑問点を洗い出し、事務局が予備審査を実施する。予備監査の結果を審査調書にまとめて監査委員と協議し、質問指摘事項の打合わせを行う。本監査当日の質疑事項を、事前(本監査の約1週間前)に関係課へ送付する。本監査は一般・特別会計3日間、企業会計1日の日程で関係職員(一般特別会計:部長以下、企業会計:管理者以下)の出席を求め事前に送付した質疑内容について、監査委員との質疑応答を行う。</p> <p>以上の審査を行い、審査調書、質疑内容及び監査委員の意見等を基に、監査委員の合議により意見書を作成し、市長に提出します。</p>

(3) 財務指標審査

地方公共団体の財政の健全化のレベルを判断するための指標である健全化判断比率及び資金不足比率について、諸書類の審査を実施します。

実施時期や、審査の方法等は、決算審査と同様です。

(4) 定期監査

定期監査は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、主に合規性や正確性のほか、有効性や効率性などの観点でも監査を実施します。

監査は、全部局を4年間で一巡するサイクルとし、年間当初の計画により年間3部程度を対象として実施します。

監査の方法は、対象部局に収入・支出関係資料をはじめ、業務委託や工事関連の契約書などの書類の提出を求める。監査委員及び事務局職員による予備監査を約1カ月半程度実施する。予備監査結果を事務局が監査調書にまとめて委員会で協議し、質問指摘事項の打合わせを行う。本監査当日の質問指摘事項を、事前(本監査の約1週間前)に関係課へ送付する。本監査当日は、関係職員(部長以下、各課長、担当主査等)の出席を求め、事前に送付した質疑内容について、質疑応答を行う。

以上の監査を行い、監査調書、質疑内容及び監査委員の意見等を基に、監査委員の合議により定期監査報告書を作成し公表するとともに、市長及び議長に提出しています。

また、監査の実効性を確保するため、指摘等に対する改善・措置状況について報告を求め、当該報告についても公表し、市長、議長に提出しています。

(5) 随時監査

定期監査のほか、必要があると認める場合にも監査を実施します。

川西市では、工事監査を随時監査としての位置付けで年1回実施しています。

監査は、外部委託(技術士)により、実施しています。

監査の方法は、関係課から入札、契約、設計、工事等の関係書類の提出を求める。当日は技術士により、書類審査を行い、監査委員を含めて現場調査の後、質疑応答を行う。後日、技術士から報告書の提出を受ける。

以上の報告書に基づき、監査委員会議で監査結果報告書を作成し、公表するとともに、市長及び議長に提出しています。

また、監査の実効性を確保するため、指摘等に対する改善・措置状況について報告を求め、当該報告についても公表し、市長、議長に提出しています。

(6) 財政援助団体等監査

市が出資(1/4以上出資)又は補助金を交付している団体等を対象として年1回実施しています。

対象団体が補助又は出資の目的に沿った事業がなされているか、適正な会計

事務がなされているかなどについて監査を実施します。

監査の方法などは、定期監査と同様です。

(7)行政監査

上記(1)～(6)の財務に関する監査等のほかに、必要があると認める場合に一般行政事務についても適時に監査することができるとされています。

川西市では現在、行政監査単独での監査は実施していませんが、定期監査の中に行政監査的な視点を取り入れて実施しています。

(8)住民監査請求監査

住民監査請求は、上記のように監査委員が計画的かつ自発的に監査を実施するのとは違い、住民から、市長等の職員について違法又は不当な財務会計上の行為があり、必要な措置を講ずるべきとの請求があった場合に監査を実施するものです。(監査期間＝申請受付日の翌日から60日以内)

監査の方法は、申請書の要件審査(監査委員による受理・補正命令・却下の決定) 事務局による準備(関係部局への資料提出依頼や関係資料の収集等)

監査委員による監査(・請求人に対する証拠の提出及び陳述の付与・関係部局職員に対する事情聴取)

以上の監査を行い、監査委員の合議により、監査結果の方針を決定し、監査結果報告書を作成します。

監査結果は請求人に通知するとともに公表します。

また、請求に理由があると認める場合には、市又は職員に対し、期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告し、勧告に示した期間内に措置報告を求めます。

(9)その他の監査

上記のほか、監査委員の職務権限に基づくものとして主に次のものがあります。

- ・職員の賠償責任に関する監査
- ・住民からの直接請求監査
- ・議会の請求に基づく監査
- ・市長の要求に基づく監査
- ・指定金融機関等監査

<p>3. リスクの範囲 (訴訟等)</p>	<p>地方自治法では、監査委員の職務権限として様々な権限が定められ、数多くの規定があるのに対し、義務に関する規定は、守秘義務などに限られています。</p> <p>当然、監査結果(報告書)は、監査委員の連名によるものであり、それに対する責任は監査委員一人一人にあり、重大な責任を負っているといえます。</p> <p>ただし、監査委員に対する訴訟については、国家賠償請求法等に基づく損害賠償請求が提起されたという事例がほとんどないのが実状です。</p> <p>なお、住民監査請求の結果に不服がある場合は、住民訴訟を提起することができます。</p> <p>また、住民訴訟において、損害賠償や不当利得返還請求を命ずる判決が確定し、市が市長等に対し損害賠償等を請求する訴訟を提起する場合は、代表監査委員が原告である市を代表することになります。</p>
<p>4. 特殊性、他市との差異等</p>	<p>監査委員は、それぞれの委員が独立して職権を行使する独任制の機関です。</p> <p>他の行政委員会と違って、委員会制をとっていないため監査委員を対外的に代表する委員長は置かれていません。ただし、識見委員の1人が代表監査委員として監査委員に関する庶務に関する事務を行います。</p> <p>また、監査委員制度は地方自治法に基づくものであり、勤務形態や、人員等が異なるものの、職務に関して他市と差はありません。</p>

行政委員会 統一説明様式

行政委員会名	公平委員会
事務局 (担当課)	公平委員会
出席者	書記長 水和 彰朗
1. 業務内容 2. 権限の範囲 (具体例等を入れてわかりやすく説明してください)	<p>公平委員会は、地方公務員法に基づき設置されている行政委員会であり、職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するために、市長その他の任命権者から拘束されない、独立した地位を有する準司法的な機能を有する機関です。</p> <p>公平委員会が行う職務は次のとおりです。</p> <p>(1) 勤務条件に関する措置の要求</p> <p>公務員には労働協約締結権を含む団体交渉権や争議権が認められないなど、労働基本権が制限された代償の一つとして措置要求制度があります。</p> <p>この制度は、職員に給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、当局により適正な措置がとられるべきことを要求する権利を認めたものです。</p> <p>対象となる事項は、給与、勤務時間、休憩、休日及び休暇等に関する事項、昇任、降任、転任、免職、休職及び懲戒の「基準」に関する事項、労働に関する安全及び衛生に関する事項、執務環境、福利厚生等に関する事項などで、勤務条件に該当しないものや市の管理運営事項に該当するものは対象になりません。</p> <p>これらの要求があつたときは、公平委員会は、事案について口頭審理その他の方法による審査及び判定を行い、その結果に基づいて、権限を有する市の機関に対し、必要な勧告をすることとしております。</p> <p>(2) 不利益処分に対する審査請求</p> <p>市長など各任命権者によって懲戒処分その他の不利益な処分を受けた職員から処分に対し不服があるとして審査請求があつた場合は、公平委員会が書面・口頭審理など、必要な調査・審査を行い、当該不利益処分が適法・妥当であれば、当該処分を承認し、違法・不当であれば、これを取り消し又は修正し、さらに必要があれば是正措置を指示する救済方法です。</p> <p>(3) 職員からの苦情相談</p> <p>勤務条件その他人事管理全般に関する苦情相談の処理をします。</p> <p>苦情相談の例としては、辞職を強要されている、職場でいじめや嫌がらせを受けている、休暇を認めてもらえないなどです。</p> <p>公平委員会は、苦情相談の申し出があつた場合は、申出人に助言するほか、関</p>

	<p>係者からの事情聴取や調査を行い、必要に応じてあっせんや改善の指導等を行います。</p> <p>(4) 管理職員等の範囲を定める権限 地方公共団体の労使関係で使用者側の立場に立って行動すべき職責を有する職員(管理職員等)の範囲について、公平委員会が規則を制定し定めております。</p> <p>(5) 職員団体(労働組合)の登録関係事務 職員団体の登録は、公平委員会の権限に属するもので、新規登録、役員変更等の登録事項変更などの審査を行います。</p> <p>(6) その他 その他法令に基づく権限に属する事務として、次のものがあります。 ・学校医等の公務災害に係る審査請求 ・職員の退職管理に関する事務</p>
<p>3. リスクの範囲 (訴訟等)</p>	<p>不利益処分に対する審査請求に対し公平委員会が裁決した判定について、不服がある場合は、訴訟を提起することができます。</p> <p>また、勤務条件に関する措置の要求に対し公平委員会が行った判定についても、取り消し訴訟の対象になるとされています。</p>
<p>4. 特殊性、他市との差異等</p>	<p>公平委員会は、市の職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障する目的で設けられた準司法的権限を有する機関です。</p> <p>また、公平委員会の組織や権限等は法律で定められており、市によって差異はありません。</p>

行政委員会 統一説明様式

行政委員会名	農業委員会
事務局 (担当課)	農業委員会事務局
出席者	事務局長 佐藤 雅実 主査 石黒 未央
1. 業務内容 (具体例等を入れてわかりやすく説明してください)	<p>農業委員会の業務内容は、大きく分けて以下の4つに分類されます。</p> <p>農地法に基づく許認可などの法令業務における審議等</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 農地の売買や賃借の許可 ➤ 農地転用に関する事務 ➤ 遊休農地(耕作放棄地)の調査、指導 等々 <p>農業施策に関する意見の公表等</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 県や市に対する意見提出 等々 <p>農地等の利用の最適化の推進に関する事務(法改正により新たに追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 農地の出し手、受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進 ➤ 遊休農地(耕作放棄地)の発生防止や解消を促進 ➤ 地域の農業者等の話し合いを推進 ➤ 農地等の利用の最適化の推進に関する計画の策定 等々 <p>地域農業の振興を図るための活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 認定農業者等への農地の利用集積 ➤ 経営改善の相談 ➤ 農業や農業者に関する情報提供 等々 <p>なお、 は、本来、「農地利用最適化推進委員」の業務内容ではありますが、川西市農業委員会では、「農地利用最適化推進委員」を委嘱しないため、これらの業務も農業委員が行うこととなります。</p>

<p>2. 権限の範囲</p>	<p>農業委員会は、農業委員会等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する専属的権限を有します。</p> <p>主なものは、以下のとおりです。</p> <p>農地法による事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市町村の区域内にある農地をについて権利移動する場合の許可 ➤ 農地の権利取得を認める別段の面積の設定 ➤ 遊休農地の所有者等に対する利用意向調査 ➤ 農地台帳の作成・公表 <p>民事調停規則による事務</p> <p>農業経営基盤強化促進法による事務</p> <p>市民農園整備促進法による事務</p> <p>生産緑地法による事務</p> <p>特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律による事務</p> <p style="text-align: right;">等々</p>
<p>3. リスクの範囲 (訴訟等)</p>	<p>上記「2. 権限の範囲」に記載している権限を有していることから、これらの判断におけるトラブルを巡って訴訟に発展するリスクは存在します。</p> <p>例えば、権利移動や転用許可処分に関して、近隣に移住する住民等から農地以外のものにするにより、何らかの支障があるとの訴えなどが考えられます。</p>
<p>4. 特殊性、他市との差異等</p>	<p>本市の場合は、南北に縦長の市域であり、農地については、南部地域では市街化区域(生産緑地を含む)が中心で、中部・北部地域では市街化区域と市街化調整区域が混在した中で農地が存在しており、農業形態は地域によって課題も大きく異なっているのが現状であります。</p> <p>また、経済的社会的条件や地形等の自然条件などを踏まえて、総合的に農業の振興を図ることが必要と認められる地域としての、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農業振興地域」ではないことから、農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手へ農地の集積・集約化を進めるために、県に設置された農地の中間的受け皿となる「農地中間管理機構」が利用できない状態にあります。</p> <p>ある一定の農地(遊休農地含む)を有しているにもかかわらず、農業委員会等に関する法律の改正(H28.4.1 施行)に伴い、任意事務から必須事務となった農地利用の最適化を推進していくためには、より一層高度な知識と経験を活かし、自らの判断と責任において取り組んでいかなければならないものであります。</p>

行政委員会報酬等に関する調査票

行政委員会名	固定資産評価審査委員会
--------	-------------

※行政委員の活動内容や報酬制度等について、出来るだけ詳細に記載ください。

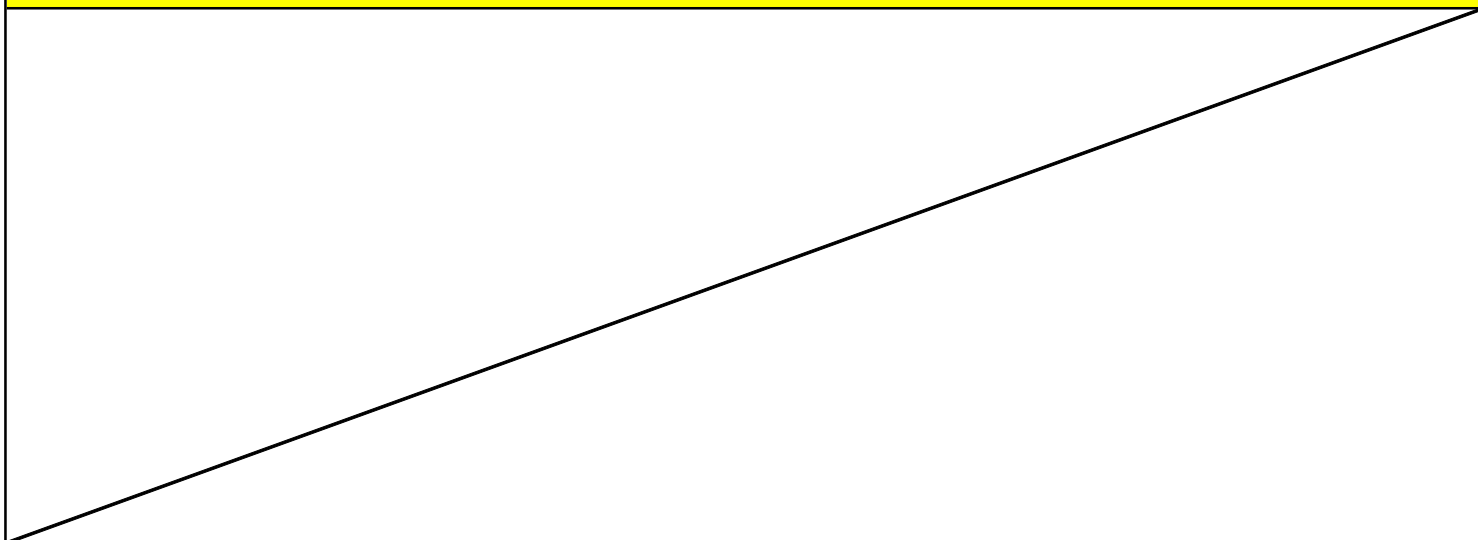
1. 行政委員会の概要について	
所掌事項	固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定
委員定数	3人
委員の資格	当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者
選任方法	当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任
任期	3年
(現在の任期期間)	平成31年3月7日まで(上原氏)、同6月8日まで(松並氏)、同8月13日まで(森下氏)
報酬	委員長 日額 16,600円、委員 日額 14,600円

2. 委員の活動状況(平成28年度実績)について				(単位:日、円)
		活動日数	出席委員数 (延べ)	報酬総額 (決算額)
委員会の会議	委員長	3	3	
	委員	3	6	
	計	6	9	
委員会の会議以外	委員長	1	1	
	委員	1	2	
	計	2	3	
合計	委員長	4	4	
	委員	4	8	
	計	8	12	

※「委員会の会議以外」:委員会以外の会議・研修会・行事等への出席、視察、現地確認、相談業務など

3. 委員会の会議以外の活動状況について
※「委員会の会議以外の」の活動状況について、内容・頻度・業務量などが分かり得る範囲で具体的に記入ください。
<p>尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三田市、篠山市、丹波市、川西市で構成される、阪神9市固定資産評価審査委員会連絡協議会が年に1回開催されている。その年の各市の審査申出件数や内容等について情報を交換し、また、各市より議題を持ち寄り、その回答について発表し合った上で、質疑応答を行っている。</p> <p>その他に、平成28年度の委員の出席はなかったが、毎年、(一財)資産評価システム研究センターが、固定資産評価審査委員会運営研修会を実施しており、近年の審査申出の傾向を把握すること等を目的に、この研修へ参加することもある。</p>

4. 月額報酬制を採用していることについての評価とその理由



行政委員会報酬等に関する調査票

行政委員会名	教育委員会
--------	-------

※行政委員の活動内容や報酬制度等について、出来るだけ詳細に記載ください。
教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織されますが、以下、委員について記載しています。

1. 行政委員会の概要について	
所掌事項	地方自治法第180条の8、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、「法」という。)第21条に規定する事項 川西市教育委員会に対する事務委任に関する規則に規定する事項 ただし、川西市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例に規定する事項を除く 詳細は別紙参照
委員定数	4人(法第3条)
委員の資格	当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単 に「教育」という。)に関し識見を有するもの 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 禁錮以上の刑に処せられた者 その他、同一政党に関する規定、保護者である者を含まなければならない規定あり (法第4条第2項から第5項)
選任方法	地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。(法第4条第2項)
任期	4年(法第5条)
(現在の任期期間)	①平成19年10月1日～(3期目)、②平成24年10月1日～(2期目)、③平成25年10月1日～ (1期目)、④平成26年11月30日～(1期目)
報酬	月額158,900円

2. 委員の活動状況(平成28年度実績)について			(単位:日、円)	
		活動日数	出席委員数 (延べ)	報酬総額 (決算額)
委員会の会議	委員長	-	-	
	委員	25	100	
	計	25	100	
委員会の会議以外	委員長	-	-	
	委員	54	99	
	計	54	99	
合計	委員長	0	0	
	委員	79	199	
	計	79	199	

※「委員会の会議以外」:委員会以外の会議・研修会・行事等への出席、視察、現地確認、相談業務など

3. 委員会の会議以外の活動状況について

※「委員会の会議以外の」の活動状況について、内容・頻度・業務量などが分かり得る範囲で具体的に記入ください。

- ・総合教育会議
法第1条の4に基づき、市長が招集する会議。年間2回程度
- ・市長、社会教育委員、川西市子ども的人権オンブズパーソン、川西市PTA連合会等との懇談会
関係機関等との意見交換会 年間各1, 2回
- ・教育委員会連合会総会、研修会等
近畿、県、阪神地区の連合会による。教育の諸課題等に対する研修会・講演会など。年間延べ6回程度
- ・県連合会理事会等
連合会の役員会。県教委への要望活動等 年間6回程度
- ・教育研究発表会、教職員研修会、入学式、卒業式、運動会他、学校園所訪問
学校園で開催される教育研究発表、教職員向け研修、学校行事への来賓参加・祝辞など 41校園所
- ・公民館等行事
公民館文化祭、生涯学習短期大学入学式・修了式、郷土館開催イベントなど 公民館10館、生涯学習短期大学、郷土館他
- ・成人式、教育長訓示 年間各1回
- ・学校管理職選考面接、教科書採択協議会等
面接委員や協議会委員など 年間各2回程度
- ・電話・メール等での資料校正など
会議資料、事案報告、意見収集、相談等

4. 月額報酬制を採用していることについての評価とその理由

教育委員会委員は、執行機関である教育委員会の構成員として、教育行政に係る重要事項を審議、決定し、また、常勤の構成員である教育長の事務の執行状況をチェックする役割を担っている。
本市においては、学校、幼稚園、公民館等、図書館などのほか、保育所、認定こども園も教育委員会が所管しており、直接関係する職員、市民も多数である。
教育委員の活動は、会議の出席のほか、関係機関との懇談や、教育現場の見学や行事参加のほか、近年では、学校園の統廃合や中学校給食の実施など、大きな事業もあり、多岐にわたるものである。
電話、メール、郵便による相談、報告など、登庁を求めずに業務を依頼する機会も多くある。
教育・保育の現場での事件・事故等は、常に起こり得るものであり、委員には適時に報告を行うこととしている。
委員はほぼ市内に居住しているが、委員としての活動以外の時でも、教育についての質問や意見を伝えられている。
上記のとおり、活動は幅広く、その職責は重いことから日額ではなく月額報酬とすることは妥当であると考えられる。

行政委員会報酬等に関する調査票

行政委員会名	選挙管理委員会
--------	---------

※行政委員の活動内容や報酬制度等について、出来るだけ詳細に記載ください。

1. 行政委員会の概要について

所掌事項	選挙に関する事務及びこれに関係のある事務の管理。選挙管理委員会の開催。啓発活動。選挙事務の管理執行のほか、選挙長・開票管理者の選任。
委員定数	4人(地方自治法第181条)
委員の資格	選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもの(地方自治法第182条)
選任方法	普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。(地方自治法第182条)
任期	4年(地方自治法第183条)
(現在の任期期間)	平成27年8月15日～平成31年8月14日
報酬	委員長 130,000円(月額報酬) 委員 58,400円(月額報酬)

2. 委員の活動状況(平成28年度実績)について (単位:日、円)

		活動日数	出席委員数 (延べ)	報酬総額 (決算額)
委員会の会議	委員長	14	14	
	委員	14	42	
	計	28	56	
委員会の会議以外	委員長	116	116	
	委員	9	27	
	計	125	143	
合計	委員長	130	130	
	委員	23	69	
	計	153	199	

※「委員会の会議以外」:委員会以外の会議・研修会・行事等への出席、視察、現地確認、相談業務など

3. 委員会の会議以外の活動状況について

※「委員会の会議以外の」の活動状況について、内容・頻度・業務量などが分かり得る範囲で具体的に記入ください。

委員長においては、市議会本会議の出席(24日)、各種連合会、協議会等の出席、選挙にかかる啓発活動等。このほか、週に2回程度の出勤で、選挙事務に関する決裁や公職選挙法改正等に伴う課題等についての打ち合わせ。委員については、各種連合会、協議会主催の研修会への参加、選挙に係る啓発活動等への参加。

4. 月額報酬制を採用していることについての評価とその理由

選挙管理委員会は、地方自治法に基づいた行政機関である。その委員は、公職選挙法に基づく選挙人名簿の異動等に関する案件を審議、協議しており、たいへん重要な役割を果たしている。また、その委員は、議会の選挙によって選ばれており、市長等が諮問し設置される審議会の委員とは、重要度も責任の度合いも違うものである。特に、報酬のあり方については、その職務性や責任に対して支払われるべきであり、月額報酬とするのが妥当であると考え。なお、阪神間各市(神戸市から三田市まで、篠山市、丹波市を除く)においては、委員長が全市月額報酬、委員においては、宝塚市を除く全市が月額報酬である。

行政委員会報酬等に関する調査票

行政委員会名	監査委員
---------------	------

※行政委員の活動内容や報酬制度等について、出来るだけ詳細に記載ください。

1. 行政委員会の概要について	
所掌事項	市の「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」などが、法令等に従って適正に行われているかどうか、また、効率的・効果的に行われているかどうかといった観点から、地方自治法等に基づいた各種監査や審査等を実施
委員定数	3人
委員の資格	人格が高潔で財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する者(識見委員)及び議員(議選委員)
選任方法	市長が議会の同意を得て選任
任期	識見委員は4年、議選委員は議員の任期
(現在の任期期間)	小林代表監査(H28.4.1~H32.3.31)、岩本委員(H28.4.1~H32.3.31)、福西委員(H28.10.28~H30.10.27)
報酬	月額247,600円、議選委員は月額56,700円

2. 委員の活動状況(平成28年度実績)について				(単位:日、円)
		活動日数	出席委員数 (延べ)	報酬総額 (決算額)
委員会の会議	監査委員	30	60	/
	監査委員(議員選出)	30	30	/
	計	60	90	/
委員会の会議以外	監査委員	117	117	/
	監査委員(議員選出)	0	0	/
	計	117	117	/
合計	監査委員	147	177	5,942,400
	監査委員(議員選出)	30	30	680,399
	計	177	207	6,622,799

※「委員会の会議以外」:委員会以外の会議・研修会・行事等への出席、視察、現地確認、相談業務など

3. 委員会の会議以外の活動状況について
※「委員会の会議以外」の活動状況について、内容・頻度・業務量などが分かり得る範囲で具体的に記入ください。
<p>代表監査委員は、毎週月・火・木曜に出勤し、監査内容の確認等を行っています。 また、市議会への出席や、監査関係の研究会に出席しています。</p>

4. 月額報酬制を採用していることについての評価とその理由

監査委員は、毎月実施する例月出納検査や定期監査、決算審査、住民監査請求などの監査を年間通じて実施しており、委員会議等への出席するときのみ監査をしているのではなく、事務局による事前調査を含め、監査期間中はすべて、監査委員が監査を行っているというスタンスである。

また、監査委員は市長その他の任命権者から拘束されない独立した地位を有する執行機関であり、多岐にわたる権限が与えられるとともに、監査結果に対しては、監査委員一人一人が重大な責任を負うものである。

以上のことから、会議等への出席に対する対価としての報酬ではなく、監査委員が有する職務や責任に対する報酬とするべきであり、現状の月額報酬が妥当である。

行政委員会報酬等に関する調査票

行政委員会名	公平委員会
--------	-------

※行政委員の活動内容や報酬制度等について、出来るだけ詳細に記載ください。

1. 行政委員会の概要について	
所掌事項	職員の勤務条件に関する措置要求の審査・判定、職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決または決定、職員からの苦情処理、管理職員等の範囲を定める、職員団体の登録等を所掌
委員定数	3人
委員の資格	人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者
選任方法	市長が議会の同意を得て選任
任期	4年
(現在の任期期間)	小林委員長(H27.8.14~H31.8.13)、古森委員(H25.8.4~H29.8.3)、久原委員(H26.8.1~H30.7.31)
報酬	委員長 月額41,600円、委員 月額29,500円

2. 委員の活動状況(平成28年度実績)について				(単位:日、円)
		活動日数	出席委員数 (延べ)	報酬総額 (決算額)
委員会の会議	委員長	3	3	
	委員	3	6	
	計	6	9	
委員会の会議以外	委員長	2	2	
	委員	5	5	
	計	7	7	
合計	委員長	5	5	499,200
	委員	8	11	708,000
	計	13	16	1,207,200

※「委員会の会議以外」:委員会以外の会議・研修会・行事等への出席、視察、現地確認、相談業務など

3. 委員会の会議以外の活動状況について
※「委員会の会議以外の」の活動状況について、内容・頻度・業務量などが分かり得る範囲で具体的に記入ください。
5/13 兵公連総会・事務研究会 5/16 全公連近畿支部特別研究会 7/7~8 全公連・本部研究会 8/2 全公連近畿支部総会・事務研究会 10/28 全公連通常総会 11/2 兵公連・事務研究会 11/24 阪神ブロック連絡協議会 各会議等に公平委員1名ずつ出席

4. 月額報酬制を採用していることについての評価とその理由

公平委員会の職務は、①勤務条件に関する措置請求の審査、②不利益処分への審査請求の審査、③職員団体の登録、④管理職員等の範囲の決定などである。

現状では、上記①②の請求がなく、③④に関する業務を行っており、研修会等への出席を除き、委員会の開催は年間3～5日程度となっている。

しかし、公平委員会は①②の請求があれば、裁判と同様にその審査を開始し裁決をするなど、準司法的権限を有しており、その職務権限を勘案すると月額報酬が妥当である。

行政委員会報酬等に関する調査票

行政委員会名	農業委員会
--------	-------

※行政委員の活動内容や報酬制度等について、出来るだけ詳細に記載ください。

1. 行政委員会の概要について

所掌事項	農業委員報酬
委員定数	川西市農業委員会規程第2条(組織)に基づき(選挙委員12人+選任5人=17人)
委員の資格	1.選挙委員(12人):選挙権のある10a以上の農地を年間60日以上耕作に従事する者 2.選任委員(5人):兵庫六甲農業協同組合の理事1人+議会推薦4人
選任方法	1.公職選挙法に基づき選挙によって選出 (旧)農業委員会等に関する法律(第12条)に基づく 2.(1)兵庫六甲農業協同組合が推薦した理事1人 (2)議会が推薦した学識経験者を有する4人を市長が選任
任期	3年
(現在の任期期間)	平成30年7月31日
報酬	会長:82,500円 副会長:66,000円 委員:53,300円

2. 委員の活動状況(平成28年度実績)について (単位:日、円)

		活動日数	出席委員数 (延べ)	報酬総額 (決算額)
委員会の会議	会長	12	12	
	副会長	23	23	
	委員	149	149	
	計	184	184	
委員会の会議以外	会長	132	132	
	副会長	44	44	
	委員	284	284	
	計	460	460	
合計	会長	144	144	990,000
	副会長	67	67	1,584,000
	委員	433	433	7,927,486
	計	644	644	10,501,486

※「委員会の会議以外」:委員会以外の会議・研修会・行事等への出席、視察、現地確認、相談業務など

3. 委員会の会議以外の活動状況について

※「委員会の会議以外の」の活動状況について、内容・頻度・業務量などが分かり得る範囲で具体的に記入ください。

別紙(平成28年度農業委員活動集計表)のとおり

4. 月額報酬制を採用していることについての評価とその理由

農業委員会の主たる業務は、農業全般にわたる諸問題を農業者の創意と自主的な協力によって総合的に解決していくとともに、農地の最適化を推進していくことであり、その活動内容は、毎月1回の定例会（協議会含む）への出席を除くと、そのほとんどが現場（農地）での活動が中心となる。

また、その現場活動も、法に基づく利用状況調査及び意向調査については、ある一定の期間内（8月～11月）に行うこととしているが、その他の現場活動である農地転用のための現地調査や、農地貸借の立会及び相続税納税猶予地の確認、各委員が担当する地域での農地の見守りなどは、時期に関係なく不定期にその活動は行われている。

以上のことから、農業委員は、法に基づく業務は当然のことながら、農地を守り、農家の相談役という責務から自己の発意によって、保全・管理を推進したり、月額報酬としている判断は適当なものと考えることができる。